

①

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

I 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書

準備金の名称		1	期首現在額	12	円		
当期積立額		2					
積立限度額の計算	取引基準額の計算	当期の指定期間内の鉱物の販売による収入金額	3	当期取崩額	3年を経過した場合の取崩額	13	
		取引基準額	4		同上以外の場合による準備金取崩額	14	
		$(3) \times \frac{12}{100}$			計	15	
					(13)+(14)		
	所得基準額の計算	(3)の収入金額に係る費用等の額	5	繰越額の計算	当期積立額	16	
		鉱物の販売に係る所得金額	6		(2)		
		租税特別措置法施行令第34条の2第3項、第4項又は第9項により控除する金額	7		差引期末現在額	17	
		採掘所得金額	8		(12)-(15)+(16)		
		所得基準額	9		減算	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	18
		$(8) \times \frac{80}{100}$				当期中において益金の額に算入すべき金額(24の計)+(25の計)+(26の計)-(18)	19
積立限度額	10		積立限度超過額	20			
			(11)				
積立限度超過額	11		期末探鉱準備金又は海外探鉱準備金	21			
			(17)-(18)-(19)-(20)				

益金算入額の計算

積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額			翌期繰越額 (23)-(24)-(25)-(26)
			3年を経過した場合	任意取崩し等の場合	(24)及び(25)以外の場合	
	22	23	24	25	26	27
・	円	円	円	円	円	
・						円
・						
・						
・						
・						
・						
・						
当期分						
計						

II 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

③

探鉱費基準額の計算	当期に支出した新鉱床探鉱費の額及び当期の探鉱用機械設備の償却額の合計額	28	所得基準額の計算	所得金額合計	36	円
	(28)のうち国内の新鉱床探鉱費等の額	29		(別表四「28の①」)		
	(28)のうち海外の新鉱床探鉱費等の額	30		非適格合併又は非適格分割型分割による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	37	
	(29)の額を超える探鉱準備金取崩基準額	31		(別表四「35の②」)		
	探鉱費基準額	32		(32)又は((30)-(31))		
準備金額の計算	3年を経過した場合の益金算入額	33	特別控除額	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	38	
	任意取崩し等の場合の益金算入額	34		(別表七)		
	取崩基準額	35		(32)、(35)と(40)のうち少ない金額	41	
				当期の新鉱床探鉱費の特別控除額	39	
				所得基準額	40	
				((36)+(37)-(38))又は((36)+(37)-(38)-(39))		

## 別表十(二)の記載の仕方

### 1 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、青色申告法人で鉱業を営むものが措置法第58条の2《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) この表は、探鉱準備金又は海外探鉱準備金の区分により別業に記載します。
- (3) 「当期の指定期間内の鉱物の販売による収入金額3」に記載する金額について、措置法令第34条の2第1項第3号又は第8項第3号の規定により鉱物を原材料として製造した物品の販売収入のうち当該鉱物に係る収入金額を計算した場合には、その収入金額に関する計算の明細を別紙に記載して添付してください。

なお、措置法第58条の2第8項の規定の適用を受けた法人が、同項に規定する適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の日を含む事業年度において、同条第1項の規定の適用を受ける場合には、同条第8項の規定により措置法令第34条の2第14項に規定する積立限度額を計算するときにおいて収入金額とされた金額を含めないで記載します。

- (4) 「租税特別措置法施行令第34条の2第3項、第4項又は第9項により控除する金額7」は、前期以前の各事業年度のうち探鉱準備金又は海外探鉱準備金の積立額の損金算入の適用を受けた事業年度の翌期以後前期までその適用を受けなかった場合に、その翌期以後前期までにおいて、採掘損失金額を生じた各事業年度の採掘損失金額の合計額が採掘所得金額又は海外採掘所得金額を生じた各事業年度の採掘所得金額又は海外採掘所得金額の合計額を超えるときに、その超える金額を記載します。

- (5) 「益金算入額の計算」の各欄は、探鉱準備金又は海外探鉱準備金の積立額の損金算入の適用を受けた法人が積立後3年を経過したこと、任意に取り崩したこと等による益金算入額を計算する場合に記載します。

- (6) 当期が積立事業年度の翌期首から3年を経過した日の属する事業年度である場合には、その積立事業年度についての金額を「積立事業年度」欄の最上欄に記載し、「期首現在の準備金額23」から当期における「任意取崩し等の場合25」の益金算入額を控除してなお残額がある場合に、その残額を「3年を経過した場合24」に記載します。

### 2 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

- (1) この明細書は、探鉱準備金又は海外探鉱準備金を積み立てている法人が措置法第58条の3第1項又は第2項《新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

- (2) 「(29)の額を超える探鉱準備金取崩基準額31」には、海外新鉱床探鉱費の特別控除額を計算する場合に当期において探鉱準備金を取り崩した金額（「取崩基準額35」の金額）が「(28)のうち国内の新鉱床探鉱費等の額29」の金額を超える場合のその超える金額を記載します。

- (3) 「探鉱費基準額32」には、次により記載します。
  - イ 新鉱床探鉱費の特別控除額を計算する場合には、「28」の金額
  - ロ 海外新鉱床探鉱費の特別控除額を計算する場合には、「30」の金額から「31」の金額を控除した金額